

## 令和5年度千葉県環境影響評価委員会懇談会 会議録

### 1 日 時

令和5年9月15日（金） 午後2時から午後4時15分まで

### 2 場 所

千葉県自治会館9階大会議室

### 3 出席者

委 員：菊地委員長、齋藤副委員長、  
高橋委員、八田委員、水田委員、永村委員、本間委員（7名）  
事務局：環境生活部 江利角次長、熱田環境対策監  
環境政策課 青柳課長、田中副課長、高橋班長、岩城副主査  
傍聴人：7名

### 4 議 題

- (1) (仮称) 千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）
- (2) (仮称) 株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (3) その他

### 5 結果概要

- (1) (仮称) 千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）  
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (2) (仮称) 株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書について（審議）  
事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (3) その他  
特になし。  
なお、出席委員数が定足数を満たしていないため、意見を伺うための会合として開催した。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 - 1 (仮称) 千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価 手続の状況等について (東京電力リニューアブルパワー株式会社)
- 資料 1 - 2 (仮称) 千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 (東京電力リニューアブルパワー株式会社) 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 1 - 3 (仮称) 千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境 配慮書に対する意見 (論点整理) (東京電力リニューアブルパワー株式会社)
- 資料 1 - 4 (仮称) 千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境 配慮書に対する意見 (答申案) (東京電力リニューアブルパワー株式会社)
- 参 考 1 市町長意見の提出状況 (東京電力リニューアブルパワー株式会社) [(仮称) 千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書]
- 参 考 2 いすみ市沖における先行事例の配慮書との比較表
- 資料 2 - 1 (仮称) 株式会社 T & H エコみらい 廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 - 2 (仮称) 株式会社 T & H エコみらい 廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書 説明資料

## 別紙 審議等の詳細

### 議題（１）（仮称）千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について （答申案審議）

○事務局より資料１－１～１－４について説明。

（委員）

資料１－４答申案について、２段落目に「地域活性化に貢献するものとされている」と記載されているが、洋上風力発電事業により、本当に地域活性化するのかという問題がある。これまでの７件で同じように、地域活性化の記載があったか。

また、参考２の比較表について、「環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」という項目があるが、事業者によって市町村が異なる理由は何か。

（事務局）

地域活性化について、細かい表現は１件１件確認しないとわからないが、地域社会への貢献といった表現を使用している事業者もあったと記憶している。多くの事業者が再生可能エネルギーの導入拡大や地域社会に関連する記載があるため、知事意見の前文では、事業者が目指しているものに沿って記述している。何が地域活性化になるのかということについては、事業者の見解を伺わなければならないが、雇用の拡大が挙げられる。

（委員）

地域活性化については、期待はされているが具体的にどう活性化するかは難しい。銚子では、当初は歓迎一色であったが、実はそうではないのではないかという話も聞こえ始めている。地域活性化は、このように微妙な側面のある言葉である。ただし、答申としての文章はこれでよい。

（事務局）

設置後のメンテナンスについて、できる限り地元企業に担ってもらいたいということで、

県としても商工労働部で中心となり、商工団体や発電事業者等と協議しながら、地元の雇用につなげるための取り組みを進めているところである。

また、事業者によって影響のある市町村が異なることについては、景観上の仰角に基づき、影響のある市町村を事業者ごとに定めているため、事業者によって違いが出ている。

(委員)

受け取る市町村長の意見が事業者によって違いが出てしまうのではないかと。

(事務局)

影響のある地域については、事業者が一定の考えを基に設定することになるため、地域設定の妥当性が低いのであれば、意見を述べることになる。1件目から3件目については、むしろこちらが先に手続きが行われ、その後、御宿町を追加した事業者が出てきた。現在は御宿町が入る形がスタンダードになってきたものとする。この設定の妥当性について、周辺市町村から意見は出ていない。

(委員)

資料1-4の2(8)アについて、景観資源に含めることが措置になっているが、景観資源に含めた上で、環境影響を低減するといった記述が必要ではないかと。

(事務局)

2(8)アについては、2(8)イと関連性があり、2(8)アは前提条件として景観資源に含めるよう意見を述べており、その上で2(8)イで調査、予測、評価について意見している。

(委員)

意図について理解したが、それであれば2(8)イにも景観資源の文言が入った方がわかりやすいのではないかと。

(事務局)

項目名を「(8) 景観」としているが、景観についての調査、予測、評価を行うことを前提としているため、「景観について」もしくは「景観資源について」という頭書きを抜いた形で文章を構成している。

(委員)

2 (8) アは、景観を考える上で景観資源として何を対象にするかという点において、少し対象が狭いので広げてくださいという指摘であり、2 (8) イは景観資源からの見え方も含めて景観全体に対して考慮してもらいたいことを意見しているので、景観資源という文言を入れてしまうと、配慮してもらおう範囲が狭まって解釈されてしまうおそれがある。

(事務局)

これまでにいただいた意見を踏まえ、事務局で文言を検討させていただく。

(委員)

一点確認であるが、風車の高さは現在の法令で決められている高さと比べてどうか。

(事務局)

資料1-3の論点に風車の高さに関する指摘を盛り込んでおり、「指導」扱いとしている。

(委員)

海洋生物について、想定区域面積と改変区域面積から改変区域面積比率を算出しているが、まだ風車の設置位置が決まっていない中で、想定区域が広く設定されており、明らかに過小評価となると考えられる。配置が決まったらこのような算定方法ではない方法となるのか。

(事務局)

そのように認識している。事業実施区域は想定区域よりも狭くなると思われるので、計算の際の分母が小さくなる。

(委員)

事業実施区域は、風車が配置される外側を囲った枠のことか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

そうだとすると過小評価になると思われるが、この方法は洋上風力の環境アセスメントのガイドライン等に記載されている方法であるのか。

(事務局)

そのように認識している。

(委員)

低周波音や船舶の問題は答申案には入らないのか。

(事務局)

論点整理の中で挙げているところであるが、陸からの離隔距離が3 km程度あり、騒音の影響が小さいと想定されるため、「指導」として整理している。

(委員)

一宮町長と御宿町長からの意見では、騒音等についての意見が盛り込まれている。

(事務局)

市町村長からの意見がなければ、論点に入れるかどうかというところであるが、市町村長の意見があるため、「指導」としているところである。

(委員)

どのような風力発電機が使われ、どのように設置されるのかが全くわからない中での検

討であるため、配慮書段階としては、この程度の意見となるのは仕方ないのであろう。今後の手続きの中で、配置や規模等が明確になれば、具体的な環境影響を検討することができるようになるものと考えられる。また、稼働後のメンテナンスをどのように行って、廃棄まで行うのか、この点を注視して対応することが必要であろう。風力発電全般に言えることだが、メンテナンスと廃棄については、まだわからない部分がある。それに対応し得る技術や人員確保は継続課題となるだろう。今後はその点も含めて検討していく必要がある。

(委員)

これまでは答申に盛り込んでいなかったところであるが、一宮町長としては、サーフィンへの影響を重視しているので、この地域の特性を踏まえ、この点に触れておこななくても良いか気になっている。

(事務局)

サーフィンへの影響については、風力発電設備の設置による流向流速の変化による海浜への影響に起因するものと考えている。その点については、答申案の2(2)アで意見しているところであり、サーフィンへの影響について直接的に記載しているわけではないが、そのニュアンスを含んでいるものである。

(委員)

承知した。配慮書の段階ではこの内容でよいだろう。方法書以降では、記載について気を付けた方がよい。

(委員)

一宮町長からは、これまでもサーフィンへの影響に関する意見は出ていたのか。

(事務局)

1件目から出ていた意見である。

(委員)

潮流との関係というのを直接的に書くのは難しいだろうが、人と自然との触れ合い活動の場でサーフィンという文言を入れてもよいのではないか。

(事務局)

流向流速への影響は予測できても、波への影響を予測するのは難しいのではないか。

(委員)

影響予測は難しいとしても、人と自然との触れ合い活動の場として、サーフィンが盛んに行われているという事実として入れてもよいのではないか。それを入れることで、必然的に配慮を促すことになる。このため、前文に、サーフィンが盛んに行われている旨を入れることで、一宮町長からの意見を配慮したものとなるのではないか。

(事務局)

意見を踏まえ検討する。

(委員)

事業者は、人と自然との触れ合い活動の場が項目選定していないが、委員会としてそのことに対し指摘をするというスタンスであるとの理解でよいか。

(委員)

一宮町としては重要な観光資源であるので、答申に入れることで、事業者にも再考してもらえるかもしれない。

(事務局)

これまで論点としていなかった経緯があるため、あくまでサーフィンが盛んな地域である事実として書き加えることとすれば、これまでとの整合は図れるものとする。



(委員)

先ほどの事務局からの回答のとおり、流向流速に対し指摘するのがよいと考える。なぜテトラポットを並べる際に間を空けるかという点、間から水が流入し、カルマンの渦が生まれ、流速が弱くなり、陸の方に砂がつくためである。単独で置いただけでは流速は変わらず砂はつかない。モノパイルを単独で設置してもカルマンの渦は発生しないだろう。

(委員)

波への直接的な影響というよりは、サーフィンという環境資源に対しての配慮を今後考えてもらうために、前文に入れることしかできないだろう。

(委員)

次の段階に進んだ際に、事業者として評価してくださいという流れにするためには、論点として漏れがないように、現段階で議論の論点として挙げておくのは問題ないであろう。

(事務局)

意見を踏まえ、必要な修正を行いたい。

議題（２）（仮称）株式会社T & Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

○事務局より資料２－１及び２－２について説明。

（委員）

ロータリーキルン出口の温度はどの程度か。

（事業者）

ロータリーキルン出口温度は900℃から1,000℃となる。

（委員）

様々な種類の廃棄物を処理する計画となっており、金属くずやコンクリートくずなどは燃え残って主灰として排出されると思うが、それらの安全性についてはどのように考えているか。また、様々な種類の廃棄物が搬入される状況で、中には危険なものが混入している可能性も考えられるが、その確認はどのように行われるのか。

（事業者）

主な受入は隣接する破碎選別施設からの廃棄物であり、基本的に大きな金属等の混入はない。廃棄物の受入に当たっては定期的な目視確認を行い、焼却後の主灰については、定期的に測定を行う。

多種にわたる廃棄物を安全に処理するためには、均質化して炉へ投入することが重要であり、廃棄物ピットにおいて十分に攪拌・混合のうえ混合物をロータリーキルンへ投入する。ロータリーキルンで混合廃棄物を焼却した後、さらに未燃残渣分を後燃焼ストーカで完全燃焼させる。

（委員）

方法書２－１５ページに示す廃棄物処理フローについて、汚泥、廃酸、廃アルカリは他の廃棄物と同様に廃棄物ピットに投入されるのか。また、感染性廃棄物は他の廃棄物と別

の投入口から炉へ投入されるという理解でよいか。

(事業者)

廃酸、廃アルカリについては、割合的に非常に少なく、廃棄物に付着・混入した程度のものを想定している。汚泥は廃棄物ピットに受け入れ、他の廃棄物と混合後、焼却炉へ投入する。感染性廃棄物については、専用容器に収納されているものを専用ラインから専用容器ごと直接炉へ投入する。

(委員)

動物の死体は、交通事故で死亡した動物や感染症等により殺処分された動物の受入を想定されているのか。

(事業者)

本施設では、畜産系の業者から処理の要望があった場合に受け入れることを想定している。なお、交通事故の動物の死体は一般廃棄物として処分されるため、本施設での処理は想定していない。

(委員)

確認事項として、供用時の粉じんについては評価項目に選定されていないが、これは、粒子の大きいものはバグフィルタによる捕集の効果が十分期待でき、環境影響を考慮すべきは粒子の小さいものであるという理解でよいか。

(事業者)

供用時における粉じんについては、浮遊粒子状物質に代表させて環境影響を評価することとしており、目に見えるような大きい粒子の粉じんの発生は想定していない。

(委員)

施設の稼働に伴う大気質について、予測対象時期は「計画施設の稼働が定常状態になった時期（1年間）」とあるが、いわゆる施設がフル稼働している状態であることを指してい

るのか。

(事業者)

本施設の処理能力は330 t／日であるが、年間通じてこの処理能力をフルに発揮している状況を想定している。

(委員)

その場合、廃棄物の運搬車両の台数はどの程度正確に見積もれるか。

(事業者)

受入れる廃棄物のうち、約3分の2が親会社である株式会社タケエイから搬入される計画であり、運搬車両の種類や台数はある程度予測が可能である。

(委員)

廃棄物運搬車両の走行による沿道大気質への影響について、評価の手法として「環境影響をできる限り回避又は低減されているかについて見解を示す」と記載があるが、具体的にはどのような評価がされるのか。

(事業者)

基本的には数値上では評価できない内容のため、例えば「廃棄物の運搬車両はこのような規格のものを利用し、影響を抑える」といった見解の提示を想定している。

(委員)

温室効果ガスの予測項目に一酸化二窒素とメタンが挙げられているが、予測、評価の対象にするほどの量が排出されるのか。

(事業者)

主となる温室効果ガスは二酸化炭素であるが、温暖化係数の高い物質を予測項目に取り上げている。なお、一酸化二窒素及びメタンの発生源や発生量等については、準備書で明

らかにしていく。

(委員)

方法書2-17に示す硫黄酸化物の基準値について、総量規制の計算で1炉当たりの排出量の計算結果を最後2倍して2炉分の総量としているが、2炉分の重油換算量をあらかじめ足し合わせて算出する方法が正しいのではないかと。

また、K値規制について試算してみたが、方法書に記載されている値を見ると、乾き排ガス量を用いて計算したように見えるがどうか。

(事業者)

総量規制については方法書でも示すとおり、大気保全課作成の「事業者のための大気汚染防止法のとびき」を参照して算出したものであるが、再度、確認させていただく。

(委員)

総量規制は工場全体の排出総量について基準を設けるものであり、各施設の燃料使用量をあらかじめ足し合わせて算出することが一般的である。K値規制についてはどうか。

(事業者)

K値規制の算出に当たっては、乾きガス量を用いている。

(委員)

有効煙突高さを算出する際に、乾きガス量を用いたということか。有効煙突高さを算出するに当たっては、湿り排ガス量を用いることが一般的である。再度、確認されたい。

(事業者)

確認する。

(委員)

対象事業実施区域の地歴について教えていただきたい。

(事業者)

現在は駐車場となっており、それ以前については現在把握していない。

(委員)

土壌の汚染状況調査は、土壌汚染対策法に準じて実施されるのか。

(事業者)

そのとおりです。

以上